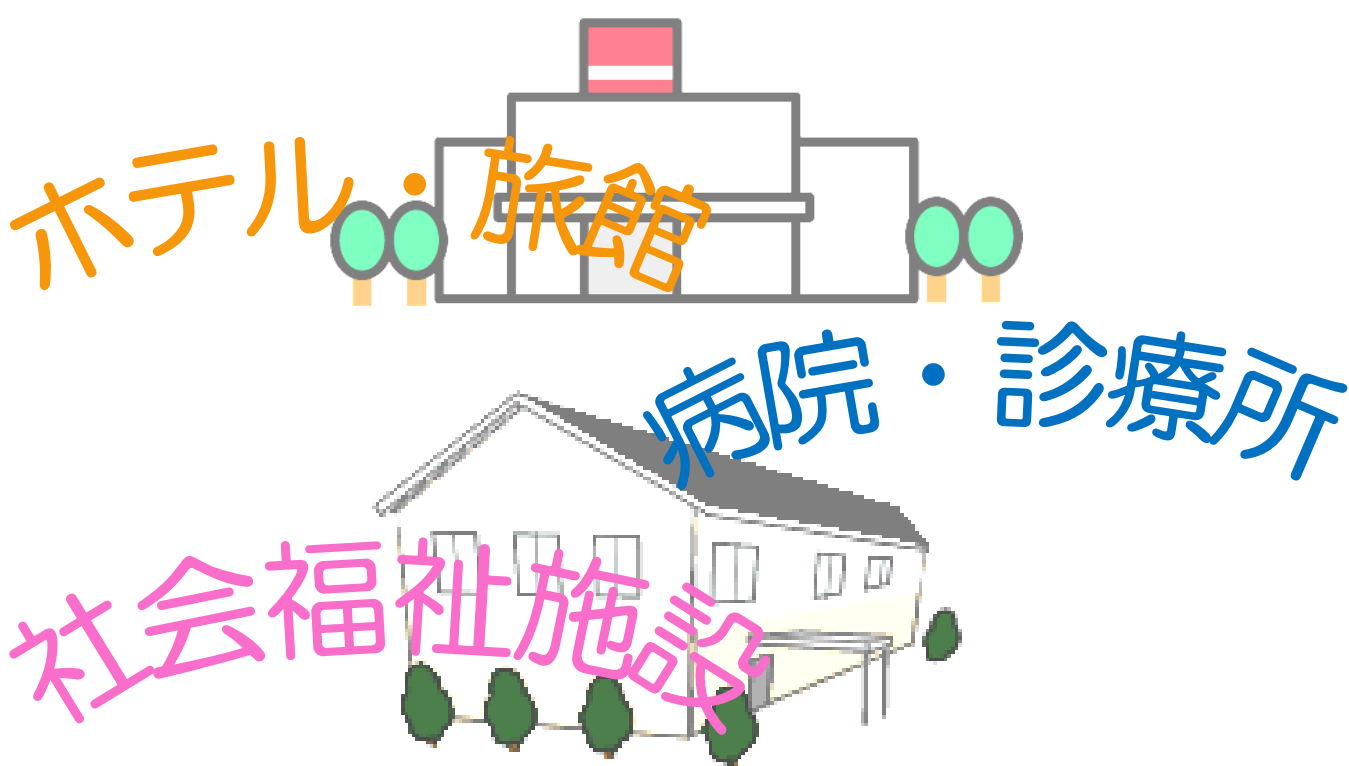


自動火災報知設備の 設置基準が強化されます

～消防法令の改正～

平成27年4月1日施行



お問い合わせ先

消防局 予防課 査察係 小川町 1 1 TEL821-6490

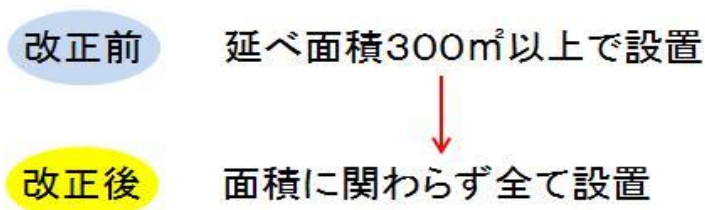
中央消防署 予防係 米が浜通 2-15 TEL820-0119

北消防署 予防係 船越町 1-59 TEL861-0119

南消防署 予防係 森崎 1-8-30 TEL836-0119

◆自動火災報知設備の設置基準の強化の概要◆

ホテル・旅館等（5項イ）、病院・診療所（6項イ）、及び火災発生時に自力で避難することが困難な方の利用がない社会福祉施設（6項ハ）については、延べ面積300㎡以上で自動火災報知設備の設置が義務付けられていましたが、これらの施設のうち、**就寝の用に供する居室をもつ施設**については、この改正により、**延べ面積に関わらず自動火災報知設備を設置することが義務付けられました。**



○ 対象施設 5項イ、6項イ、6項ハ

項	具体例な施設例	基準強化の対象
5項イ	ホテル、旅館、宿泊所、その他これらに類するもの	全ての施設が対象
6項イ	病院、診療所、助産所	入院可能な施設が対象
6項ハ	6項ロと判定されている施設以外で次に掲げるもの（※） ・障がい者グループホーム ・有料老人ホーム ・軽費老人ホーム ・お泊りデイサービス など	入所施設または一時的に宿泊可能な施設が対象

※ 6項ロと判定されている障がい者グループホーム、有料老人ホーム等は、既に延べ面積に関わらず、自動火災報知設備の設置が義務付けられています。

◆改正後の経過措置◆

既存の建物（新築、改築中の建物含む）については、**平成30年3月31日**まで経過措置が設けられています。

